

平成27年3月17日

第67回 神戸市個人情報保護審議会

後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のため
の市税情報の利用について

(保健福祉局)



神行主税第3975号
平成27年3月17日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：行財政局主税部税制課

後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【収滞納情報】

氏名 (カナ, 漢字),
住所, 電話番号, 生年月日,
収納状況 (調定額, 収納額, 納付日, 口座情報)

【滞納整理情報】

滞納整理状況 (税目, 未納税額, 滞納処分状況),
資産状況 (不動産, 預貯金, 年金, 給与, 保険の有無・内容)

【課税台帳の情報】

市県民税台帳・課税明細 (徴収方法, 所得の種類, 所得金額, 総所得金額,
所得控除)
台帳名寄 (所有者, 土地家屋の別, 所在地, 異動年月日・事由)

【申告書等】

所得税確定申告書 (収入金額, 所得金額, 所得控除, 還付税金の受取口座
情報, 所得の内訳 (所得の種類, 支払者, 収入金額))

給与支払報告書 (支払金額, 社会保険料等の金額, 生命保険料の控除額, 中
途就退職年月日, 支払者情報)

公的年金等支払報告書 (支払金額, 支払者)

後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について

1. 背景

後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が運営主体（保険者）となつて、被保険者の疾病、負傷、死亡に関して必要な保険給付を行う公的医療保険制度で、被保険者は、75歳以上（一定の障害がある65歳以上）の者で、兵庫県内の市町の区域内に住所を有する者である。

後期高齢者医療保険料は、徴収方法が、原則として特別徴収によるため、収納率は99%を超えるが、介護保険と後期高齢医療の保険料の合計額が特別徴収対象年金受給額の2分の1を超えるため特別徴収できない者や、保険料額変更のために特別徴収が中止され、普通徴収になった者などは特別徴収が行われず、また年金収入がなく当初から普通徴収の者などがおり、これらの者から一定の滞納が発生している状態にある。

これまでも保険料滞納者に対する催告、納付指導及び滞納処分等を進めながら滞納保険料の納付促進に努めているところであるが、後期高齢者医療制度の円滑な財政運営と市民負担の公平性を確保する観点から、保険料滞納の解消に向けた取り組みをさらに強化する必要がある。

なお、後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律において滞納処分できる旨が定められており、国税徴収法141条に基づき滞納者の財産を調査でき、財産に関する帳簿書類を検査することができる債権である。

2. 概要

保健福祉局国保年金医療課の後期高齢者医療保険料収納担当職員及び後期高齢者医療保険料滞納整理担当職員（以下「後期高齢者医療保険料債権管理担当職員」という。）が、税部門が保有する給与等の支払情報等や市税滞納者に係る財産情報を、後期高齢者医療保険料の債権管理に利用する。この情報により財産差押予告や給与照会予告を行い、滞納保険料の自主納付を促進するとともに、必要に応じ、差押え等の滞納処分による債権の確保及び回収を図る。

なお、税部門が保有する情報（届出書類及び台帳システム情報）等は後期高齢者医療債権管理担当職員が確認・記録するものとし、電子計算機処理は行わない。

3. 効果

従来、国保年金医療課において個々の滞納者について個別に金融機関等に順次照会をかけるなど、煩雑な調査事務を独自に行っており、財産調査も限定的にならざるを得なかった。しかし、給与等の支払情報等や市税滞納者に係る財産情報を入手することで、より多くの滞納者に財産差押予告や給与照会予告を送付でき、その結果、滞納者が納付誓約書・納付計画書を提出することなどにより、効率的に自主納付を促すことができる。

また、自主納付に応じない者で、差押可能な財産（預貯金、生命保険、給与等）を有する者については、差押え等の滞納処分による債権回収を図ることができ、後期高齢者医療制度の円滑な財政運営と市民負担の公平性を確保することができる。

4. 実施計画

(1) 対象者

後期高齢者医療保険料滞納者から、高所得の世帯の者、滞納額や滞納期間が一定以上に達した者などを抽出する。

(2) 対象者情報の入手・活用

対象者にかかる、税部門の保有する等給与等の支払情報等や市税滞納者に係る財産情報を兼務職員が調査、入手し、調査結果をもとに後期高齢者医療保険料滞納者に対する納付交渉や差押え等の滞納処分を実施する。

(3) 対象者数

財産調査対象 約400人 (H25実績 差押件数12件)

5. 個人情報の保護

個人情報の保護等データの保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、IDカード又は職員証による認証、暗証番号の設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては、サーバ又はホストで厳重に一括管理し、端末機では外部記録媒体に保存できないシステムとする。
- ③ 端末機とサーバ又はホストは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 端末機の操作状況を記録する。また、暗証番号は定期的に変更する。
- ② 使用目的を達した税から入手した情報は、シュレッダーや焼却処分など、確実かつ速やかに廃棄する。
- ③ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理についての点検を行う。

後期高齢者医療保険料滞納者の滞納整理のための市税情報の利用について

